

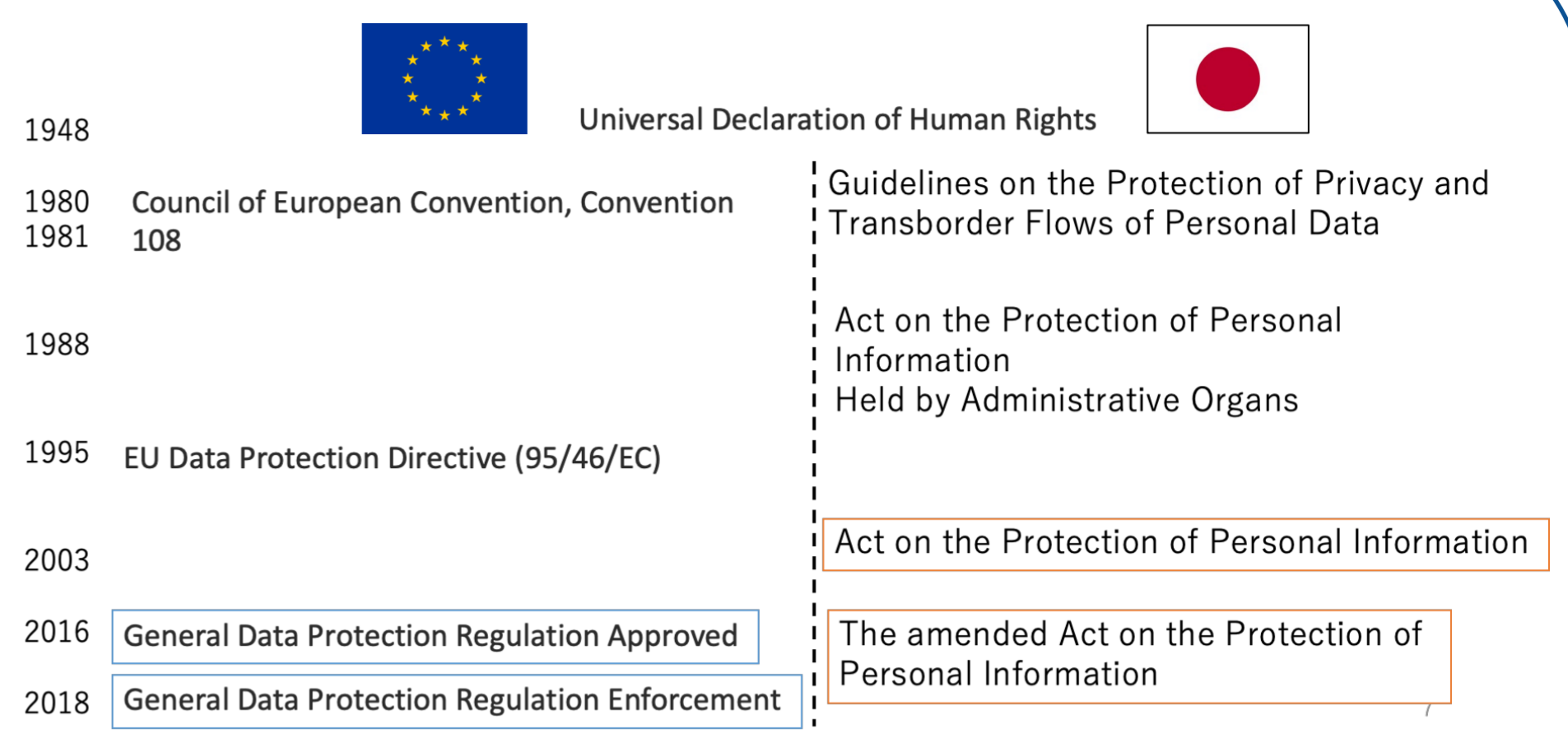
# 社会調査におけるデータライフサイクル・マネジメント

田中 康裕 データ科学研究系 特任研究員

## Background ~ データライフサイクルの再構築 ~

オープンサイエンスやオープンデータが世界的な潮流となり、社会調査などを含む社会科学系データに関しても、広く社会で共有し、活用されることが期待されています。一方で、ビッグデータなどデータをどう活用して社会的課題を解決する取組に期待が集まるとともに、データやプライバシーを保護するための社会制度の再構築も世界各国・地域で進められています。日本でも、欧州のデータ保護に関するGDPR(General Data Protection Regulation: 一般データ保護規則)の施行を契機として、個人情報保護法の改正が進められています。このように世界的にデータ・プライバシー保護に関する社会制度の再構築が進む環境の中で、データの公開・共同利用とプライバシー保護を両立するためには、社会調査を含めてデータの収集・管理・運用・廃棄の各プロセス(データライフサイクル)を、新たなプライバシーや個人情報保護に関する社会制度に適應させることが求められています。

日本でも、2017年の個人情報保護法の改正後、データの収集や公開、匿名化などの社会調査データの公開・共同利用に向けた様々な課題が顕在化してきています。日本でも個人情報・データ保護に関して個人情報保護法を改正し、欧州のGDPRに準拠した新たな社会制度の構築が進められています。この結果、社会調査を含めて、オープンサイエンス・オープンデータを見据えて、新たなデータライフサイクルマネジメントを構築することが求められています。

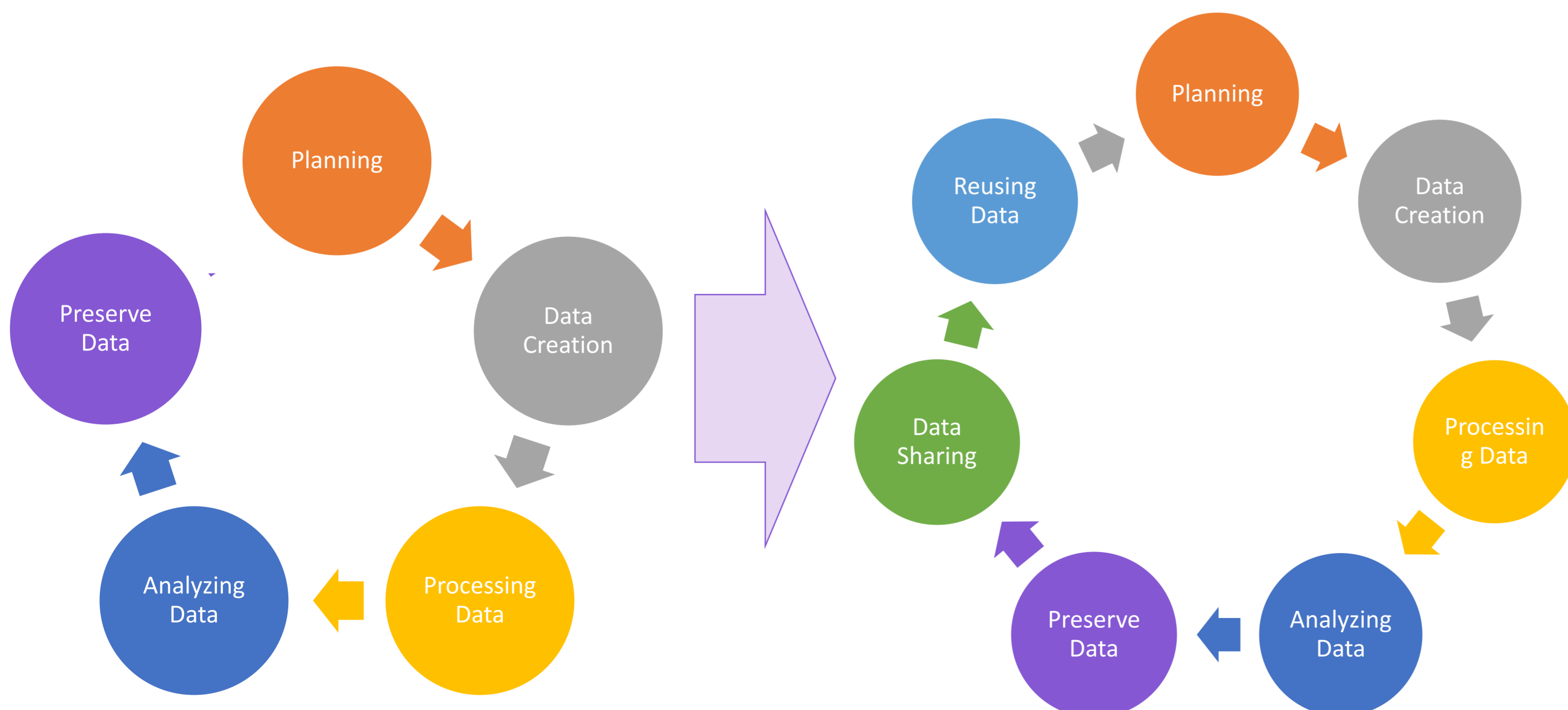


## 我が国における社会調査プロセスでは...

データマネジメントプラン(DMP)	データ利用に関する同意取得	国際共同調査	研究者の責任
<ul style="list-style-type: none"> <li>世界各国では、特に公的資金により実施された研究に関しては研究データの公開が求められる。</li> <li>このため、公的研究資金に応募する際には、データの公開を前提としたDMPの提出が求められる。</li> <li>日本でも一部の公的研究資金では、DMPの義務化が行われており、今後この義務化の動きは拡大するものと考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来、データを公開したり社会全体で共同利用することを想定せず社会調査は実施されてきた。</li> <li>このためデータの公開や社会全体での共同利用に関する明確な同意取得を得ることなく社会調査を実施してきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報・データ保護に関する社会制度やその運用は国や地域によって異なる。</li> <li>例えば、EUやアメリカ(カリフォルニア州)では、その国や地域の法律(GDPRやCCPA (California Consumer Privacy Act))に適合した形でデータライフサイクルのマネジメントをおこなうことが求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>データライフサイクルマネジメント(DLCM)に関する法的な知識、特に国際共同研究を行う場合などに研究者自身が各国の社会制度に関する十分な知識を得ることは難しい。</li> <li>このため、研究者はDLCMに関する十分な知識がないまま、データライフサイクルを研究者の責任において、適切にマネジメントすることが求められる。</li> </ul>

現在の社会調査におけるDLCM

オープンサイエンス・オープンデータ時代に求められるDLCM



Source : <https://biblio.uottawa.ca/en/services/faculty/research-data-management/what-research-data-management>

### DLCMの再構築に向けた取組

- 社会調査データの収集と公開
- 匿名化手法を含めたデータの公開方法に関する調査と提案
- DLCMに関する研究者支援と関連ドキュメントの公開
- 法的知識を含むデータ・プライバシー保護制度に関する動向の調査と情報公開